

千葉県と東邦大学との連携協力に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）と学校法人東邦大学（以下「乙」という。）は、相互の連携により、千葉県動物公園及びその周辺地域における生物多様性の保全・再生を図ることを目的として、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙が相互の連携により、生物多様性の諸課題に対応し、生物多様性の保全・再生及び教育研究活動の推進を図り、もって地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）情報の共有に関すること。
- （2）調査研究に関すること。
- （3）人的交流・人材育成に関すること。
- （4）普及啓発に関すること。
- （5）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携事項の実施）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動の内容、実施日又は実施時期、実施場所及び必要事項については、甲乙間で別途協議するものとする。

（連携事項担当部署）

第4条 本協定における、甲及び乙のそれぞれの業務担当部署は下記のとおりとする。

甲； 千葉県 都市局公園緑地部 動物公園

乙； 東邦大学 理学部 生物学科 行動生態研究室

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中又は有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、その限りではない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該日の年度の末日までとし、期間満了の1か月前までに申出がないときは、同一の条件をもって1年間更新するものとし、以後も同様とする。ただし、甲又は乙に特別の事情があるときは、この限りでない。

(その他)

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、捺印の上、それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一

乙 東京都大田区大森西五丁目21番16号
学校法人東邦大学 東邦大学
学長 渡邊 善則